

「自動運転機能の表示に関する規約運用の考え方」について（概要資料）

1. 策定の背景・経緯

1) 自動運転の実用化に向けた取り組み

自動運転の実用化に向け、国内外の自動車メーカーにおいて研究開発が進められるとともに、公道における実証実験のルールづくりや道路交通法の整備等、政府においても社会の受容性確保のための検討が行われる等、官民を挙げた取り組みが行われている。

2) 現状の課題・懸念事項

① 自動運転機能に関するテレビCMに対する消費者の意見

<テレビCM>

「ハンドルから手を放し、脇見運転をしている映像」を用いたテレビCM。テストコースでの撮影映像であるが、その旨が明瞭に伝わらず、公道における走行風景であるかのように見える。

<消費者からの意見>

「道交法（安全運転義務）違反を助長する」、「自動運転で公道を走行できる、実用化された技術であるかのように勘違いされる」等の意見が、日本広告審査機構に多く寄せられる。（公取協の消費者モニターからも同様の指摘あり。）

② 自動運転機能の過信が原因と思われる死亡事故の発生、行政による注意喚起

<事故の概要>

本年5月、米国において自動運転機能を使用して走行中の車両がトレーラーと衝突、ドライバーが死亡する事故が発生。（ドライバーがDVDを鑑賞していたとの報道あり、事故原因等、詳細は米国当局が調査中。）

<行政の注意喚起>

同年7月、国土交通省及び警察庁は「現在実用化されている『自動運転』機能は、完全な自動運転ではないため、その機能の限界や注意点を正しく理解し、機能を過信せず、責任を持って安全運転を行う必要がある」との注意喚起を行うとともに、自工会及び輸入組合に対し、自動車の販売時等の機会を捉え、ユーザーに十分説明することを要請。

2) 基本的考え方

- ① 自動運転機能の現開発段階（レベル2、準自動走行（ドライバー責任））等を踏まえ、自動運転機能について表示する場合は、自動運転機能の限界や注意点、「機能を過信せず、責任を持って安全運転を行う必要がある旨」を表示することを義務付ける。
- ② 実際には完全な自動運転ではない（作動には限界・条件がある）にもかかわらず、完全な自動運転である、ドライバーの運転操作が一切必要ない等、自動運転機能について、実際のものよりも優良であるかのように誤認させるおそれのある表示は、不当表示として禁止する。
- ③ 自動運転機能について、実際のもの又は競争関係にある他の事業者のものよりも著しく優良であると誤認されるおそれのある表示は、不当表示として禁止する。

3. 規約運用の考え方の概要

規約第7条（不当表示の禁止）第2号（新車の性能等について誤認させる表示）及び第7号（新車の内容等について実際のもの、他の事業者のものより優良であると誤認させる表示）に基づき、「自動運転機能の表示に関する規約運用の考え方」を次の通り定める。

なお、本運用の考え方の内容は、現状（レベル2）を前提としたものであり、今後の自動運転機能の開発の進行等を踏まえ、所要の見直しを行うものとする。

- 1) 自動運転機能について表示する場合は、自動運転機能の限界や注意点、「機能を過信せず、責任を持って安全運転を行う必要がある旨」を別に定める方法により表示する。
- 2) 表示する自動運転機能の作動範囲等に限定を伴う場合は、例えば「高速道路同一車線自動運転機能」等、その内容が自動運転機能の表示と一体として認識されるよう表示する。
- 3) ハンドルから大きく手を放した運転、脇見運転、無人運転により公道を走行する映像等、ドライバーが道路・交通状況の監視や緊急時における運転操作を行わなくても自動運転システムにより安全に走行できるかのように誤認されるおそれのある映像表現は行わない。
※ 未来をイメージした広告であることが明らかな場合や、実証実験映像であることが明らかな場合等、実用化された技術ではないことが明らかな場合は除く。
- 4) 「完全自動運転」、「自動運転機能搭載で安全」等、ドライバーが道路・交通状況の監視や緊急時における運転操作を行わなくても自動運転システムにより安全に走行できるかのように誤認されるおそれのある表示は行わない。
- 5) 実際には実用化されていない機能であるにもかかわらず、実用化されている機能であるかのように誤認されるおそれのある映像表現や表示は行わない。
- 6) その他、自動運転機能について、実際のもの又は競争関係にある他の事業者のものよりも著しく優良であると誤認されるおそれのある映像表現や表示は、規約第7条第2号及び第7号に該当する不当表示とする。

2. 策定の目的と基本的考え方

1) 策定の目的

- ① 販売活動の第一歩である広告表示において、自動運転機能（レベル2、準自動走行（ドライバー責任））を前提とする。以下同じ。）に関する消費者への適切な情報提供が行われることを促進する。
- ② 自動運転機能について、実際のものよりも優良であるかのように消費者を誤認させ、誤使用による交通事故を誘発するおそれのある広告表示を防止する。
- ③ 事業者間の公正な競争を確保・促進（他の事業者との競争上、行き過ぎた広告表示が行われることを防止）する。